

認証された農産物は府の認証マーク及び栽培責任者を表示して出荷・販売する。

表示必須項目

① 認証マーク（以下から選択可）

② 栽培責任者

栽培責任者
□□ □□

住所 1)
大阪府〇〇市〇〇

TEL 2)
(0123)-45-6789

< 注意点 >

- * ①については、余白欄（点線囲み部分）に、キャッチフレーズや市町村ブランド名等の記載可。但しその場合は、デザイン案をもって府の了解を得ること。
- * ②については、消費者に当該のエコ農産物について、栽培責任者の氏名・連絡先が分かるように、①と併せて、出荷袋や出荷箱または売場等に表示すること。
- * 集団申請の場合は、集団名を栽培責任者と併記すること。
- * 1)については、番地は省略してもよい。
- * 2)については、FAX 番号・電子メールアドレスでもよい。
- * ビニタイなど表示できる面積が小さい場合は、「大阪エコ農産物」とするとともに、消費者が栽培責任者の氏名・連絡先の情報を得られる表示とすること。
- * 単色による表示も可能とする。
- * 認証マークとあわせて、〇〇〇産、△△〇〇野菜等を表記することができる。この場合、消費者等が優良誤認を招く恐れがないかなど、表記する文言が適切か、事前に府または市町村の所管部局に問い合わせること。
- * 「不使用」の認証マークについては、有機JAS農産物との違いを明確にするため、特別栽培農産物ガイドラインに則り、必ず「栽培期間中」不使用であることを明示した認証マークを利用するか、包装資材、ポップ等で明示すること。
- * 有機JAS規格の認証を受けたエコ農産物については、有機JASマークの並記も可とする。